

※本業務は、秦野市令和4年度9月補正予算の成立前の準備行為として実施するものであり、当該予算が減額又は否決された場合は業務内容の変更または中止する。

令和4年度秦野商工会議所プレミアム電子商品券事業委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

第1 業務概要

(1) 業務の名称

令和4年度秦野商工会議所プレミアム電子商品券事業委託業務

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ消費の早期回復を図るとともに、電子地域通貨事業に関する検討に向けた実績データの収集を目的に、プレミアム電子商品券を販売するにあたり、本業務の履行に最も適した受注候補者を選定し、契約の公正性、透明性及び競争性を担保するとともに事業を正確かつ合理的に進めるため、事務委託を行うもの。

(3) 業務内容

別紙「令和4年度秦野商工会議所プレミアム電子商品券事業委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」による。

(4) 業務期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

(5) 実施方式

公募型プロポーザル方式（秦野市プロポーザル方式実施ガイドラインに準拠して実施）

(6) 実施主体

秦野商工会議所プレミアム電子商品券実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

第2 提案限度額

本業務の規模は45,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

第3 提案資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、プロポーザルにより提案書を提出できる者の資格（以下、「提案資格」という。）は、次のとおりとする。なお、参加申請の提出期限から、受注候補者となり、契約締結日までの間に、以下の事項を満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申請の提出期限から契約締結日までの間に、秦野市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 秦野市暴力団排除の条例（平成23年12月14日条例第18号）第2条に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク付与適格事業者として認定を受け、プライバシーマーク登録証の交付を受けていること。
- (9) 過去において、同種業務（プレミアム電子商品券または電子地域通貨等に係る業務）を受注し、履行した実績があること。

第4 参加申出に係る書類の提出

- (1) 提出締切
令和4年9月16日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類
参加申出書（第1号様式）
- (3) 提出方法
持参又は郵送にて行うこと。

(4) 提出先

秦野商工会議所プレミアム電子商品券実行委員会事務局

所在地：〒257-8588 秦野市平沢2550-1

電話：0463-81-1355

FAX：0463-82-0273

メールアドレス：info@hadano-cci.or.jp

第5 提案に係る書類の提出

(1) 提出締切

令和4年9月16日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

イ 事業の実施方針及び実施体制(任意様式)

ウ 見積書(第2号様式) 税抜きで記載すること

エ 見積金額内訳書(任意様式)

オ 過去の業務実績(任意様式)

過去における業務実績(契約書の写し)のうち直近の案件1つを提出すること。

※ 任意様式については、日本工業規格A4とすること。

(ただし、A3版資料折込使用可)。

※ 実行委員会が必要と認める場合は、追加資料を提出すること。

(3) 提出部数

原本1部(上記提出書類 ア～オ)

写し8部(上記提出書類 ア～オ) (提案者名(社名等)は記載しない)

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

(郵送の場合は書留郵便とし、郵送したことを事務局まで電話連絡をす
るとともに、期限までに必ず到着するように発送すること。)

(5) 提出先

第4項第4号と同様とする。

(6) 提案書等の変更の禁止等

書類提出後において、特段の事情がない限り提案書等の内容を変更することはできないものとする。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。ただし、実行委員会が必要とする場合には、この限りではない。

(7) 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとし、複数の提案は認めない。

(8) ヒアリング及びプレゼンテーション等の実施

実行委員会が必要と認める場合は、提案書等の提出後に、提案者に対してヒアリング及びプレゼンテーション等を実施し、その日程については、別途知らせるものとする。なお、ヒアリング及びプレゼンテーション等の時間は、30分とし、人数は、説明員を含み3名以内とする。また、スクリーンが必要な場合は、スクリーン及びプロジェクターと電源は実行委員会が用意するが、その他の機器については、提案者が用意すること。

(9) 著作権の帰属等

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を秦野市が無償で使用できるものとする。なお、提案書等は理由の如何にかかわらず返却しない。

(10) 費用の負担

提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。

(11) 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

(12) 資料の取扱い

実行委員会が提供する資料がある場合、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じるものとする。また、この検討の目的の範囲内であっても、実行委員会の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じるものとする。

第6 質 疑

(1) 質疑の方法

本要領に関する質疑は文書（別紙様式）によること。

受付期間は、通知日から令和4年9月7日（水）午後5時までに持参

又はFAX又はメールにて行うこと（FAX又はメールによる場合は、必ず電話にて着信確認を行うこと。）。

ただし、質問は、本業務に関するもののみとする。

(2) 質疑の回答

すべての質問及び回答については、令和4年9月12日（月）正午以降に、秦野商工会議所のホームページにて回答する。

第7 選定方法

企画提案に係るヒアリング及びプレゼンテーションや提出された企画提案書等の書類の審査を適宜行い、下記8で示す審査基準に基づいて採点するものとする。なお、当該プロポーザルは、提案者が1者のみの場合であってもプロポーザルを中止せず、審査を実施する。

第8 審査基準

審査における評価項目は以下の表とおりとす。なお、次の第1号から第3号の事項に該当する場合は、プロポーザル選定委員会で審査することなく失格とする。

- (1) 提案資格要件に該当しない場合
- (2) 提出した見積書が予算上限額を越えた金額の場合
- (3) 提出書類に明らかな虚偽が認められた場合

【審査項目表】

審査項目	審査事項	配点
業務実施における前提条件	①仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。 ②事業の目的に関する理解・知識が十分にあるか。 ③個人情報の保護に対する措置はとれているか。 ④コンプライアンスへの取組みは十分か。 ⑤業務を受注するための準備はできているか。	30

実施体制	①目的を達成できる体制となっているか。 ②実施体制が効率的か。 ③利用者及び参加店舗に対する体制は十分か。 ④トラブルへの対応はとれる体制となっているか。 ⑤要員の確保・教育は十分なものとなっているか。	30
企画の独自性	①高齢者等スマートフォンなどが使えない方へ配慮した提案となっているか。 ②新型コロナウイルス対策を考慮した提案となっているか。	30
価格点	配分点×最低見積価格÷見積価格 (小数点以下は四捨五入)	10
合 計		100

第9 受注候補者の選定

受注候補者は、以下のとおり選定する。

- (1) 評価委員の採点の合計点数が5割以上のものの中から高い順に受注候補者を特定する。
- (2) 同点の場合には、委員の再議のうえ決定するものとする。

第10 契約の締結

- (1) 実行委員会は、受注候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受注候補者との協議が整わない場合、実行委員会は受注候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行うことができるものとする。(プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。)
- (2) 受注候補者選定後、実行委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

- (3) 実行委員会は、受注候補者が、この要領に定める事項に反した場合

は、契約を締結しないことができる。

- (4) 契約については、実行委員会と締結するものとする。

第11 公募に関するスケジュール

- (1) 募集開始 令和4年8月31日(水)
- (2) 質問受付締切 令和4年9月7日(水)午後5時まで
- (3) 質問回答 令和4年9月12日(月)正午以降
- (4) 参加申出書及び提案書等受付締切
令和4年9月16日(金)午後5時まで
- (6) ヒアリング及びプレゼンテーション等審査会
令和4年9月20日(火)(予定)
- (7) 結果通知 令和4年9月27日(火)
- (8) 契約締結 令和4年10月5日(水)

※財源となる秦野市令和4年度9月議会補正予算(案)が可決した場合にこの日程にて契約をする。

第12 その他留意事項

- (1) 提出書類の虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。
- (2) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 秦野市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書として扱う。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、プロポーザルの受注候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

- (6) 提案内容の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、企

画提案をした者及び受注候補者、受注者が負う。

1 3 問い合わせ先

秦野商工会議所プレミアム電子商品券実行委員会事務局

所在地：〒257-8588 秦野市平沢2550-1

電話：0463-81-1355

FAX：0463-82-0273

メールアドレス：info@hadano-cci.or.jp